

とができる。その場合には直ちに研究公正最高責任者に報告し、研究公正最高責任者は不服申立者に当該決定を通知する。

- 7 委員会等は、再調査を行う決定をした場合は、不正行為を認定された調査対象者からの不服申立てがあったときは、原則として 50 日以内、悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立者からの不服申立てについては、原則として 30 日以内に認定の結果を覆すか否かを判断し、研究公正最高責任者に報告する。
- 8 研究公正最高責任者は、前項の報告を受け、認定の結果を覆すか否を決定するとともに、その結果を申立者及び調査対象者に通知し、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に報告する。

#### (措置)

第 22 条 研究公正最高責任者は、第 20 条第 3 項の規定による報告(前条の規定による不服申立てがあった場合は、同条第 8 項の決定)に基づき、調査対象者に不正行為があったと認めたときは、当該不正行為の重大性の程度に応じて、次に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 本法人の規則等に基づく懲戒処分及び告訴等
- (2) 研究費の使用停止及び返還の命令
- (3) 関連論文の取下げ等の勧告
- (4) その他不正行為の排除及び本法人の信頼性回復のために必要な措置

2 研究公正最高責任者は、第 20 条第 3 項の規定による報告に基づき、調査対象者に不正行為がなかったと認定されたときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 本調査に際してとった研究費支出の停止及び採択の保留等の措置の解除
- (2) 証拠保全の解除
- (3) 不正行為が行われなかったと認定した旨の関係者への周知(漏えいしていた場合はその範囲を含む。)

3 研究公正最高責任者は、第 20 条第 3 項の規定による報告(前条の規定による不服申立てがあった場合は、同条第 8 項の審議の結果)に基づき、申立てが悪意に基づく虚偽のものであったと認めたときは、申立者に対し、氏名の公表、本法人規則等に基づく懲戒処分又は告訴等の適切な措置を講じなければならない。

#### (調査結果の公表)

第 23 条 研究公正最高責任者は、委員会等において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等調査結果を公表する。ただし、申立てがなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

2 研究公正最高責任者は、委員会等において不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えい

していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、不正行為は行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)、調査対象者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等調査結果を公表する。悪意に基づく申立ての認定があったときは、申立者の氏名・所属を併せて公表する。

(申立者及び調査対象者の取扱い等)

第 24 条 研究公正最高責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、第 12 条に規定する申立ての方法の他、申立者に調査に協力を求める場合があること並びに調査の結果、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発がありうることなどを本法人内外にあらかじめ周知するものとする。

- 2 研究公正最高責任者は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てしたことを理由に申立者に対し、解雇、配置転換、懲戒処分、降格又は減給等を行わない。調査に協力した者も同様とする。
- 3 研究公正最高責任者は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、調査対象者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇、配置転換、懲戒処分、降格又は減給等を行わない。
- 4 申立者は、申立てを行ったこと及び調査に協力したことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申し立てることができる。
- 5 研究公正最高責任者は、申立者が不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持義務等)

第 25 条 研究公正最高責任者、研究公正統括責任者、委員会(調査委員会含む。)委員、予備調査委員会委員及び受付窓口担当者等の申立て及び調査等関係者は、認定の結果の公表までの間、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 調査事案が漏えいした場合、申立者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者及び調査対象者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

(利害関係者の排除)

第 26 条 研究公正統括責任者、委員会(調査委員会含む。)委員、予備調査委員会委員及び受付窓口担当者は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有する場合は、告発の処理に関与してはならない。

## 第 5 章 雑則

(規程の改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、教育研究評議会で審議し学長が行う。

(事務)

第 28 条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力課において処理する。

(雑則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 8 日規程第 1 号)

この規程は、平成 27 年 1 月 8 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 12 日規程第 30 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 14 日規程第 40 号)

この規程は、平成 28 年 3 月 14 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 8 日規程第 48 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 8 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 21 日規程第 74 号)

この規程は、令和元年 11 月 21 日から施行する。

## 国立大学法人浜松医科大学における研究者等の行動規範

制定 平成27年2月12日（教育研究評議会承認）

改正 平成30年10月29日（役員会決定）

国立大学法人浜松医科大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び事務職員や技術職員をはじめとする研究活動を支援する者（以下「研究活動支援者」という。）に対し社会から求められている倫理的な判断と行動を成し、社会の信頼を確保するため、ここに行動規範を定める。

本学の研究者及び研究活動支援者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

### （研究者の目標）

1. 研究者は、新しい知識を求めて日々努力するものとする。

### （研究者の責任）

2. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

### （研究者の行動）

3. 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### （自己の研鑽）

4. 研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

### （説明と公開）

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

### （科学研究の利用の両義性）

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録を一定期間保存し、必要な場合には開示するなど、厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

8. 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止、それを可能にする公正な環境の確立・維持に努める。また、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組み、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守等)

9. 研究者等は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則、使用ルールを遵守し、不正使用をせず、公正、公平かつ透明性を確保し、社会の疑惑や不信を招く行為を厳に慎む。また、研究活動支援者は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行うとともに、不正行為を未然に防止するよう努める。

(研究対象などへの配慮)

10. 研究者等は、被験者等の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。実験動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

11. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

12. 研究者等は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

13. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

○国立大学法人浜松医科大学競争的資金等の使用・運営・管理に関する規則

(平成 19 年 9 月 25 日規則第 15 号)

改正 平成 21 年 3 月 12 日規則第 10 号 平成 26 年 3 月 4 日規則第 13 号

平成 26 年 12 月 22 日規則第 21 号 平成 28 年 5 月 26 日規則第 25 号

平成 28 年 8 月 10 日規則第 30 号 平成 29 年 7 月 24 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）における競争的資金等の使用・運営・管理に関し、必要な事項を定めることにより、本法人における競争的資金等の適正な使用・運営・管理を図ることを目的とする。

(競争的資金等)

第 2 条 この規則において競争的資金等とは文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下「文部科学省等」という。）から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金等であって学長が別に定めるものをいう。

(本法人職員の責務)

第 3 条 本法人の職員は、配分された競争的資金等の使用又は管理に当たっては、当該競争的資金等の趣旨及び目的等を認識し、関係法令、文部科学省等が定める当該競争的資金等の取扱規程及び関連する本法人の規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第 4 条 本法人に、競争的資金等の運営及び管理を統括するため最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(会計事務統括管理責任者)

第 5 条 理事(財務担当)は、会計事務統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、本法人における競争的資金等の会計事務を統括するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第 6 条 競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任及び権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、事務局次長(総務・教育担当)をもって充て、会計事務統括管理責任者の下に競争的資金等の不正防止を図るための対策を実施し、実施状況を会計事務統括管理責任者に報告するものとする。

3 不正防止を図るため、研究者に対してコンプライアンス講習等の受講状況の管理監督を行い、会計事務統括管理責任者に状況の報告を行う。

4 競争的資金等の管理及び執行状況の把握を行い、必要に応じて改善を指導する。

(講座等主任教員の責務)

第7条 各講座等の主任教員は、会計事務統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者からの指示、連絡及び要請等を所属職員に周知させ、競争的資金等の使用にあたって、法令及び関連規則を遵守させる。

(研究者の責務)

第8条 研究者は、競争的資金等が本法人により管理される公的資金であることを十分に認識し、法令及び関連規則を遵守する。

2 研究者は、研究費の適正使用に関し規則等を十分理解し、別に定めるところにより関係法令等を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

(申請等の事務)

第9条 競争的資金等に係る申請、研究内容及び経費配分の変更、報告等の諸手続に関する事務の総括は、研究協力課において行う。

(競争的資金等の申請手続き及び管理・経理事務の委任)

第10条 本法人の職員は、競争的資金等を申請する場合は研究協力課を通じて行うものとし、これにより採択（採択後本法人職員となった場合を含む。）された競争的資金等については、最高管理責任者に管理及び経理事務が委任されたものとする。

2 競争的資金等の管理は、会計課において行う。

(経理事務の取扱い)

第11条 競争的資金等の経理事務は、この規則に定めるもののほか、本法人の会計関係規則等に準じて取扱うものとする。

(事務処理手続き等に係る相談受付窓口)

第12条 事務処理手続き及び関係法令等に係る本法人の職員又は本法人職員以外の者（以下「職員等」という。）からの相談受付窓口を研究協力課に置く。

(不正に係る情報通報受付)

第13条 職員等からの競争的資金等の不正に係る情報の通報（以下「不正情報通報」という。）受付窓口を監査室に置く。

2 監査室に不正情報通報受付担当者（以下「不正受付担当者」という。）を置き、監査室長をもって充てる。

3 本法人に不正情報通報をしようとする者（以下「通報者」という。）は、別記様式を参考にして、文書、電子メール、電話及び面会の方法により行うものとする。

4 不正受付担当者は、前項に定める方法による不正情報通報があったときは、速やかに受付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。

5 不正受付担当者は、匿名による通報に接したときは、職員等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ証拠書類等の添付により相当の信憑性があると認められる場合に限り受付けるものとする。